

会 議 録

会議の名称	平成24年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成24年5月18日（金）午後6時00分～8時17分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成23年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成24年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成24年5月18日（金）午後6時～午後8時17分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成23年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①市契約に係る暴力団等排除業務 ②コンビニ交付業務 ③小金井市民交流センター運營業務 ④環境配慮住宅型研修施設管理業務 ⑤障害者地域自立生活支援センター運營業務 ⑥介護サービス事業者の育成業務 ⑦東児童館運營業務 ⑧都市計画法に基づく許可申請業務 ⑨公有地拡大法に基づく業務 ⑩土地区画整理法に基づく業務（まちづくり推進課） ⑪ココバスデザイン使用業務 ⑫土地区画整理法に基づく業務（区画整理課） ⑬妊娠届出書変更届 ⑭（仮称）小金井市民交流センター開設準備業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第1号 小金井市が行なう契約からの暴力団等排除に伴う情報提供記録簿外部提供について

諮問第2号 あき地所有者確認に伴う固定資産課税台帳の目的外利用について

諮問第3号 コンビニ交付システムについて

諮問第4号 コンビニ交付システムの住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について

諮問第5号 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について

諮問第6号 東京都教育委員会非常勤職員情報提供システムへのオンライン接続について

諮問第7号 小金井市民交流センター指定管理業務委託について

諮問第8号 環境配慮住宅型研修施設管理・運営支援委託について

諮問第9号 介護サービス事業者等に対する調査及び指導事務委託について

諮問第10号 病後児保育事業委託について

諮問第11号 小金井市東児童館業務委託について

(4) その他

ア 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	遠 藤 圭 司	仮 野 忠 男
嶋 田 一 男	白 石 孝	篠 崎 潔
多 田 岳 人	中 里 成 子	畠 山 重 信
望 月 皓		

【市側】

河野総務部長

<障害福祉課>

堀池障害福祉課長

<都市計画課>

西川都市計画課長

林都市計画課長補佐

立崎用地係長

山崎都市計画課主査

<まちづくり推進課>

関根まちづくり推進課長

田嶋まちづくり係長

<区画整理課>

梅原区画整理課長

原嶋区画整理係長

<交通対策課>

畑野交通対策課長

大久保交通対策係長

<健康課>

阿部健康課長

笠井健康課副主査

<コミュニティ文化課>

鈴木コミュニティ文化課長

岡崎文化推進係主事

<管財課>

藤本管財課長

中島契約係長

<環境政策課>

石原環境政策課長

<市民課>

若林市民課長

吉田市民課長補佐

富岡市民係主事

<指導室>

河合指導室長

神田指導室長補佐

小磯教職員係長

佐藤教職員係主事

神山教職員係主事

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

高橋介護福祉課長補佐

森谷介護福祉課副主査

<保育課>

吉田保育係長

<児童青少年課>

高橋児童青少年課長

田中児童青少年係長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

小林総務課長

白鳥情報公開係長

石川情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【会 長】

ただいまから平成24年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席の御連絡を受けておりますことと、この春の人事異動がございましたので、その御連絡と御紹介をこれからさせていただきます。

本日、西口委員、塩川委員はそれぞれ御都合により御欠席との連絡を受けております。御了解のほどお願い申し上げます。

それでは、当市の職員の人事異動につきまして御紹介いただきたいと思います。

【総務部長】

4月1日から総務部長をしております河野と申します。よろしくお願いいたします。

【会 長】

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ということで、新しい総務部長をお迎えしております。

それでは、「平成23年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既にお手元に届いているかとは存じますが、今回、仮野委員から訂正の御連絡を承っております。その部分につきまして資料をお手元に配付しておりますが、この件以外について訂正等ございますか。

【仮野委員】

今回初めて私は訂正を出したのですけれども、テープで起こしているのですが、私のしゃべり方が悪かったかもしれないのだが、実にお粗末な間違いがあります。全く意味をなさない日本語になっているのです。

それで考えてみたら、こういう形で公開されたらえらいことだなと思いました。ぜひこれを起こすときに正確に起こしていただきたいし、意味が不明なときはしゃべった人間に確認すべきだと思う。ひどい間違いでしたよ。それまでは大体ざっと目を通して大きな問題はなかったのですけれども、今回に限ってそういうのが目につきました。ですから、気をつけていただきたいと思います。

【総務課長】

大変申し訳ありませんでした。以後、気をつけてまいります。

【会 長】

他にございますか。

【遠藤委員】

私、他の1つの審議会委員をやっている、議事録の起こし方についてお尋ねしたいのですが、これは議事録を発言したまま起こしているというよりは、ちよつと修正されているのでしょうか。日本語というか、読むに耐えるように細かな発言とかを編集されていますよね。業者からかにはよくわからないのですが。

【総務課長】

基本的には全文そのまま反訳ですけれども、例えば「あー」ですとか、「えー」とか、そういったものは若干修文という形で、言葉になっていない部分につきまして訂正はさせていただきますけれども、原則、原文反訳でございます。

【遠藤委員】

発言の趣旨は損なわないような形で直されているという形よろしいですか。

【総務課長】

あくまでも最低限の修文の範囲内ということではさせていただきます。

【遠藤委員】

もう一つの審議会はそのまま発言の細かな面が、「えー」とかを含めて起こされていたものですから、何か直しが入っているのかなと思いましたが、確認させていただきました。

【仮野委員】

長年文章を書いてきたり、今も人にインタビューして、それを記事にしたり、あるいは取材して記事にしている人間からすると、テープ起こしというのは非常に難しいのです。何が難しいかという、その問題にある程度の理解がある人が起こしたものでないと、なかなかいいものにはならない。今、おっしゃったように、「あー」とか「えー」などは除いていただいてもいいです。それを書き出したら切りがないので。ただ、問題は、いかに正確に公文書として残すのかという発想ですよ。それをもう少し真剣にやっていただきたい。

もうやめますが、これはどなたが起こしたか知らないが、市役所の担当が必ずチェックするはず。そのチェックがしっかりしていれば見つかることは間違いない。だから、そういう意味では、口語調のものを短くわかりやすくまとめるというのはいいと思うのですが、問題は、その時に下手な直しをしたり、あるいは意味不明の内容をそのまま載せたりしているというのはよくないという意味です。

【会 長】

通常の会議の議事録というのは、議事録の確認担当者というか、責任者という

か、その方の署名捺印がありますよね。時代に対応して小金井市は、特に本審議会の本審議会の属性にかんがみて、率先してインターネットで議事録を完璧な「あー」「うー」までは別として、趣旨の全貌を会話のやりとりを含め公開しております。だから、誰もがこの内容を比較的短時日の経過の後に閲覧できるわけです。そういうことで、我々も小金井市の行政経営の現代化といいますか、民主主義の一種の過程でございますが、そういうものを実現したいと存じまして、この審議会の全委員の御同意を得た上で、そういう手続でやっております。

インターネットというのは御承知のように、全世界で閲覧が可能になっている。影響力はある意味で世界的に非常に大きいと、大げさですが、間違いないわけでございます。ですから、皆様方の貴重な御発言は、そういう意味で大きな影響力を持っておりますので、事務局においてはそういうことをご理解いただいた上で責任ある記録が実現できたらと。これはあくまでも完璧はあり得ないので、どこまでもお互いが、委員も事務局も相互に努力するという姿勢で、今後とも会長としては運営していきたいと判断しておりますので、委員の皆様、事務局の皆様、大変でございますが、何とぞ御協力を市民のためにお願いいたしたいと存じます。

では、他に訂正等はないようですので、この確認の記録を認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【総務部長】

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが53件、届出変更に関するものが1件、届出廃止に関するものが2件となります。

次に諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく、「小金井市が行なう契約からの暴力団等排除に伴う情報提供記録簿の外部提供について」、「あき地所有者確認に伴う固定資産課税台帳の目的外利用について」、条例第14条に基づく、「コンビニ交付システムについて」、条例第15条に基づく、「コンビニ交付システムの住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について」、「住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について」、「東京都教育委員会非常勤職員情報提供システムへのオンライン接続について」、条例第27条に基づく、「小金井市民交流センター指定管理業務委託について」、

「環境配慮住宅型研修施設管理・運営支援委託について」、「介護サービス事業者等に対する調査及び指導事務委託について」、「病後児保育事業委託について」、「小金井市東児童館業務委託について」の合計11件となっております。

細部につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

承りました。

それでは、審議に入る前に、事務局からそれぞれの本日の案件につきまして、担当課を含めまして説明を受けたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項個人情報の保有等の届出について、審議会委員に報告するとの規定により報告いたします。今回の届出は、開始53件、廃止2件、変更1件でございます。

1ページの部課別の明細を御覧ください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページはその内訳で、備考欄に「諮問関連」の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際にあわせて御報告させていただきます。

今回、権限移譲及び法改正に伴う届出及び諮問事項も大変多くなっております。なるべく簡潔な説明に心がけますが、よろしくお願いいたします。

それでは、9ページをお開きください。届出番号28-199「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」及び次ページ、届出番号28-200「相談記録票」でございます。様式類集は、27ページから31ページ及び32ページから33ページに書式を載せてございます。障害福祉課の案件でございます。前回の審議会において、障害者地域自立生活支援センター運営委託について御審議いただきましたが、国のほうから対応する書式がここで固まったことから届出るものでございます。

個人情報の内容は、利用者氏名、障害程度区分、障害福祉サービス受給者証番号、地域相談支援受給者証番号、通所受給者証番号、利用者の状況、支援の状況、申請者の現状、主訴、相談内容、対応、助言、生活歴等が記載されます。詳細は、届出書の別紙26ページ及び27ページを御覧ください。

【会 長】

本日は説明にありましたとおり、審議案件が内容的にたくさんございます。したがって、この届出状況の報告につきましても審議事項の項目を内容的に若干整理し、順番を適宜組みかえて説明がされる予定となっております。

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

国で様式統一とおっしゃいましたが、基本様式が国で示されたのですか。

【総務課長】

国から対応する様式がここで確定したということから、届出について行うということでございます。

【白石委員】

ということは、全国的に同じものということなのですか。

【障害福祉課長】

国から一定の様式が出され、基本的にはその様式に基づくものでありまして、小金井市の場合はそのままを準用しております。

【会 長】

白石委員、いかがですか。

【白石委員】

はい、結構です。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に11ページをお開きください。届出番号22-74「許可申請書」から、13ページの届出番号22-80「申請受付簿」まで。様式類集につきましては、39ページから45ページまで書式を載せてございます。

一括して説明させていただきます。都市計画課の案件でございます。保有届の30ページ及び31ページに資料をおつけしておりますので、御覧ください。

都市計画法第53条許可について、都市計画決定された都市計画施設の区域または市街地再開発事業の施行区域で、将来行う事業の円滑な施行のため、建築物の階数や構造に関する建築制限を設けておりますが、これらの区域内において建築物を建築しようとする方は、法第53条に基づく許可が必要になっております。

第2次地方分権一括法の施行に伴い、許可権限が都知事から市長に移譲されたことから、市はその業務の一環として今回新たに各様式を届出るものです。

個人情報の主な内容は、住所、氏名、電話番号、印影、建築物の敷地の所在、建築物の構造、新築・増築・改築又は移転の別、敷地面積、建築面積、延べ面積、都市計画施設又は市街地再開発事業の種別、添付図書、代理人資格、免許等、氏名、印影、変更内容、変更理由、取止理由等が記載されます。詳細は各届出番号の個人情報の項目を御参照ください。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

【篠崎委員】

今の御説明を聞いて、私は11ページということで見えていたのですが、11ページの22-74を見ていけばいいのでしょうか。それとも別に見るものがあるのでしょうか。というのは、耳には入ってくるのですが、申し訳ないのですが、何か書いたものを読みながらだとわかるのですが、今、どこを見ているのだろうという、そこから入らなくてはいけない。何か書いたものがあれば、何ページのここを読みますということをお願いできるとありがたい。

【会 長】

ただいまの御意見は、審議案件の説明についての要領をもう少しわかりやすくとのことです。

【篠崎委員】

説明を聞いて審議してくださいと言われても、無責任な審議はできませんので、どこの説明を聞いて、そこを審議していただきたいところが知りたいのです。

【総務課長】

大変申し訳ございませんでした。今の案件でいいますと、11ページ、22-74のところでございますよね。こちらから13ページの22-80までを一括して、個人情報届出に係る内容について報告させていただきました。ポイントといたしまして、下から4段目の少し大きくなった枠内がございますね。住所、氏名、電話番号。こちらについての情報を今回届出るものです。

【篠崎委員】

個人情報の内容のところを読み上げられたのですね。

【総務課長】

私が読み上げたメインの部分がここでございます。あとは、お時間がなくて早口で申しわけないのですけれども、別冊の様式類集の39ページから45ページ。

【仮野委員】

そこが早いのです。様式類集を開いているうちに説明してしまうから、見る間もなかったのです。39ページからかなりありますよね。

【総務課長】

これは実際に使う様式を参考として載せてございます。その点については、この中にある個人情報、今読み上げた枠内に該当していると御理解いただければと思います。

【会 長】

よろしいですか。

【篠崎委員】

趣旨はわかりましたが、それをきちんと理解したかと言われると、今の御説明は少し難しかったです。この中の特にここを審議してくれとか、そういうのがわかればありがたいのですが。

【会 長】

篠崎委員に限らず、御列席の各委員の方々には市民を代表して御出席を願っているわけですので、まず委員が事務局から説明があったことについて理解と確認がきちんとなされないと、その審議は十分尽くされたとは決して言えないと思いますので、説明に当たって、時間効率もあります、理解することが最優先でございますので、そこはいろいろな工夫と意識を持った上で御説明の努力をしていただきたいと願うしか今のところございません。

【篠崎委員】

それは会長の言うとおりで。

【会 長】

ごもっともな意見をちょうだいしたものと承っておきます。どうもありがとうございました。

他にございますか。

【遠藤委員】

基本的なことでは恐縮ですが、先ほどの案件は国の様式を準用したとか、そういう説明がない限りは、小金井市独自で何か別のものを参考にしてこういうものをつくられていると理解してよろしいのでしょうか。

【総務課長】

必ずしも国からの部分については国からと、市の部分のものには市独自といったことを分けているわけではございません。今回は届出の要因として国のものとして提示されたものが示されたとのことで届出させていただきました。ただ、小金井独自の様式を使うものは相対的には少ないのかなと思いますけれども、それは説明の中ですべて分けているかと言われれば、必ずしもそうでないという形でお答えさせていただきます。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして14ページ、届出番号22-81「許可申請書」から、16ページ、届出番号22-87、「申請受付簿」まででございます。今度は様式類集46ページから52ページでございます。こちらに様式の書式を載せてございます。まとめて説明させていただきます。こちらにつきましても都市計画課の案件でございます。

先ほどの保有届の32ページにもう一度戻って、開いていただけますでしょうか。都市計画法第65条許可についてと書いてある文章がございますけれども、こちらが資料になってございますので、あわせて御参照ください。

都市計画法第65条許可について、都市計画事業の許可を受けた都市計画施設及び市街地再開発事業につきまして、事業の施行の際に障害となるおそれのある建物等の制限を行うものですが、そのおそれのないものについて特例的に許可を行うものでございます。第2次地方分権一括法の施行に伴い、許可権限が都知事から市長に移譲されたことから、市はその業務の一環として今回新たに各様式を届出るものでございます。

個人情報の内容は、住所、氏名、電話番号、印影、建築物の敷地の所在、建築物の構造、新築・増築・改築又は移転の別、敷地面積、建築面積、延べ面積、都市計画施設又は市街地再開発事業の種別、許可申請の理由、添付図書、代理人資格、免許等、氏名、印影、変更理由、変更内容、取止理由等が記載されるものでございます。詳細は各届出番号の個人情報の項目を御参照ください。

【会 長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

例えば望月委員や私は行政のことはそれなりに存じ上げているので、この案件も先ほどの案件も、基本的には形式的な手続でいいかなと承認はできるのですが、行政の事務だとか施策そのものについて、委員の中で基本知識の温度差がありますよね。だから、特に今回みたいに数だけはすごくある。ぱっと見てわかる委員と、前提となる仕事がどういう仕事なのかということで、その理解をまずしなければ次に入っていけないよということで、委員の中でいろいろ違いがあると思います。

ですから、このぐらい多い案件だと、今回でいえば、都市計画課の担当から、こういう仕事ですよということを少しコメントしていただいたほうがより理解が深まると思うのです。

【会 長】

白石委員が述べられた意見をもう一度会長のほうで確認しますと、総括的には本日は総務課長から代表して概要の説明がありました。担当課は必ず責任上出席しておられますので、総括説明に続いて、あるいはそれに先立ってか、担当課から所管の内容のポイントについて要約的、解説的なコメントというか、説明をしてもらおうということをお願いしたい。

【白石委員】

要するに数的には全体に案件が多いのだけれども、今だけで10件とか20件の数になりますので、もう少しそこはどういう仕事であるというのを丁寧に説明していただいてもいいのかなと思うのです。それほど時間がかからなくても説明できる中身だと思います。

【会 長】

事務局の工夫の仕方もあるかと思いますが、ただいまの案件について都市計画課からのコメントを追加する必要がありますか。あれば手短かにお願いします。

【都市計画課長】

今回の都市計画法第65条の許可でございますけれども、ここで資料32ページに東京都の許可件数ということで、年度ごとに平成21年から23年度までで各1件でございますが、この1件というのは小金井公園です。小金井公園は広域の公園でございますけれども、ここは都市施設になっているということでございまして、この中に江戸東京たても園という昔ながらの建物を、都内にあったものを移築しまして、保存して、皆さんに見ていただくということを、東京都の方

が計画的にやっています。ここにつきまして、都市計画施設の中に建築をする場合に建築基準法では制限をかけているわけですが、その中でそういう都市施設として問題ないというものにつきまして、特例的に許可するというところでございまして、そのような内容でございます。

【白石委員】

今のだけでも大分違いますよね。

【会 長】

そうですね。具体的に問題を我々は考え直すことができますね。

【白石委員】

要するにここの案件についていうと、これは形式審議なのです、今のお話を伺えば。でも、その前提になるところが同じところから出発できないわけだから。

【会 長】

どこが問題点なのかと、指し示していただくというのは、議事運営の効率化と有効化という点からも、時間はとりますが、必要かと思えます。誰でもわかっている案件については省略しても構わないと思うのですが、こういう都市計画業務のたくさんの書類を含む内容につきましては説明が要る場合があるかと思えますので、それはぜひ判断して、これは委員側、事務局の双方の歩み寄りの努力でその実を実現したいと存じております。

それでは、この案件につきまして、嶋田委員、お願いします。

【嶋田委員】

一番下に業務開始年月日がございますね。4月1日に決まっていると。それを今審議していて、重大な変更とか訂正が出た場合は、この日付というのはどういう扱いになっていくのでしょうか。

【都市計画課長】

現在のところ、そのような権限移譲があった4月1日以降に事例がまだない中で、権限移譲は4月1日から始まっておりますので、日付は4月1日にさせていただきますところですが、先ほどの32ページにございますように、今後、年間1件ぐらいずつでございますので、そのために準備をしておかなければいけないということがございまして、今回、第1回という中に入れさせていただいたということでございます。

【嶋田委員】

そうすると、実際に実行される日にちを明示するとかしたほうが一般的な話と

してはよりわかりやすいので、この日にちは東京都から小金井市に移譲したというのがわかる日にちであって、運用する日にちは、例えばこの審議会が終わって公開して、許可をだした段階でやるとかしたほうがわかりいいかなという、ちょっと理屈っぽい質問ですけれども、そういう手順についてはどうなのでしょう。

【総務課長】

あくまで法等の移譲の日付が24年4月1日となりまして、この制度の開始については24年4月1日になるということでございます。今回、皆様をお願いしているのは、保有届出の条例に基づく届出状況の報告案件でございますので、この事業はここから始まりまして、こういったものを個人情報として保有するという、いわゆる報告事項という形になりますので、業務開始年月日に新たに定められた24年4月1日は、入らざるを得ないということになります。

【嶋田委員】

そうすると、実際の運用日は別に書き入れるようなことは必要ないと判断してよろしいのでしょうか。

【総務課長】

あくまで事業主体はこのままで、案件の有無はあると思うのですが、事業の開始日という形ではこの日付になりまして、あとは事業が起きたときにそういう手続をとるには、その日付がはいつて業務が行われるという形になるので、それをどこかに明示する必要は特にないのかなと考えております。

【嶋田委員】

実際に早急に4月初旬とか、何かやらなければいけない案件があれば、当然やらなければいけないので、この書類が生きてくると思うのですが、それはこの審議会を経なくても進んでしまうと考えるよろしいのでしょうか。

【総務課長】

こちらにつきましては届出の報告ということですので、厳密には審議会の日程等が先であれば、なおよろしいのですが、この事業としては4月1日から始まるという形で御理解いただく形になると思います。

【嶋田委員】

そうなる、ここで審議している意味があるのかなという話までさかのぼるので、もう少しわかりやすく説明されたほうが誤解を与えないような気がしますね。今の答え方だと、ここで審議することを超えて出てしまったら、1日から移譲されているので、この書類は使われてしまうととれてしまうので、あまり

いい答えではないかなと思います。

【会 長】

本日はたくさんの案件が控えておりますので、嶋田委員から審議と事務局の手続過程を含めまして貴重な御意見を御指摘いただいたと存じますので、十分にその精神をくんで検討していただいて、またこういう点はどのように具体的な実現可能な方法としてただいまの御意見に実を持たせるかということ、また後日、適切なときにできるだけ早く事務局から説明を追加していただくということで、これを承認したいということよろしいでしょうか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

引き続きまして16ページでございます。届出番号22-88「届出等に係る土地の買取り希望について(回答)」から、18ページ、届出番号22-93「受理台帳」まででございます。様式類集につきましては53ページから58ページでございます。

都市計画課の案件でございます。さらに資料につきましては、保有届の33ページから37ページを御参照ください。こちらにつきましても権限が都知事から市長に移されたということで、今回、新たに様式を届出るものでございます。こちらにつきましても複雑な案件ですので、担当課に概略を説明させていただく形でよろしいでしょうか。個人情報はこちらの枠内でございますので。

【都市計画課長】

今回の公拡法についての権限移譲でございますけれども、これも地方分権一括法に基づきまして本年4月1日から、今まで東京都が事務を行っていたものが、この4月からはそれが区市においてきたということでございます。

こちらにつきましてはわかりやすいのが、37ページの右下のところに法定移譲比較表がございます。法の現行と移譲後という形で比較されておりますけれども、今まで届出等の提出は市のほうにされておりました。それを市から東京都に書類を経由するという形で、経由事務を行っており、東京都の中で都庁の内部や、関連する住宅の関係とかございますので都市再生機構とか住宅供給公社に情報の提供をしておりました。

今回、右側のほうの移譲後ということで、届出先の宛名から買い取り段階の決定通知もあわせて市が行うということでございます。ただ、その中には関係団体への通知というものがございますので、市が得た情報を都庁並びにUR(都市再

生機構)、また住宅供給公社等に情報を出していかなければいけないということで、そちらのほうの意見を付して、また市に戻すということになります。そのために本日この個人情報の主な内容として、所在地から買取希望の有無、氏名、届出等に係る土地の所在及び地番、届出等に係る土地の所有者、地目、地積等によって協議結果の有無、契約年月日、契約金額、平米単価、特殊な契約条件、契約予定年月日、契約成立年月日・理由、その他土地の買取り価格、建物その他工作物の補償費、住居、買取り協議結果通知、買取り協議の成立不成立の別及び年月日等を記載したものを、今申し上げた関係の機関にお示しするということになります。そのための情報提供をするための報告ということになります。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けします。

【中里委員】

地方分権に伴う権限移譲に伴って、具体的に日程等の短縮はあり得るのでしょうか。今伺いますと、結局、市に提出されましても全部そちらに情報公開、URに出し、都に出し、またそれが戻ってきてということを伺いますと、その意味というのは大きいのでしょうか。

【都市計画課長】

これにつきましては今まで市から都に送って、都で見ただいて、また戻ってきたということでありまして、また同じような形になりますので、短縮ということではなく、法律上の中で3週間以内に届出に対する回答をまず出さなければいけないとあります。そういう法律の関係でいつまでという期間があり、その中で処理するというところでございます。権限移譲でございますから、市がやらないとかやるとかということにもならない中で、時間的なものだけではかかりますと、さほど変わらないと考えてございます。

【中里委員】

そういたしますと、市としては業務の分担が増え、都は減るというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【都市計画課長】

そのとおりです。

【中里委員】

そうすると、どんどんおりてくるという形にはなる傾向にあるわけですね。

【会 長】

分量の問題だけじゃなくて、別な意味では、それは我々の公共的な意思決定の民主化の過程でもあると考えることができます。自分たちの生活圏にかかわる身近な問題というのは、できるだけ実行可能な限り、一番基礎自治体である市町村等において審議をして、納得の上でそういうものを許認可していただくという精神が込められていると私は思っております。

【仮野委員】

公有地拡大法という法律は何かということから遡らないと理解できないのですが、これは今まで都道府県がやっていたのを市町村に任せてくれという声を挙げたケースではなかったでしょうか。要するに公有地をできるだけ市町村が独自の判断で買い取りできる、手に入れることができるという枠を広げた法改正だと思います。そうすると、確かに事業量は増えるけれども、今まで都や国にいろいろ伺いを立てないとなかなか決まらなかったものが、市町村の判断で手続がとれるということになっているので、地方分権一括法、分権の一つにかかっているのはそういう意味だと思ったのですが、そこを少し説明してほしいです。公有地拡大法は何かということの説明すれば済む話ではないでしょうか。

【会長】

地域分権という概念がこれまで長い間全国的に語られてきましたが、近年は地域主権というところまで踏み込んだ議論がなされるようになり、できるだけ自分たちのことは自分たちで考えて決めるというところまで踏み込んでいるわけです。ですから、市民も専門的なことはなかなかやりがたいのですが、弁護士やコンサルタント、学者、いろいろな現代の知恵者を背後につけて勉強して、中央政府だけが何でも決めるのではなくて、都道府県というのは二層制自治の中では中央政府の意向を非常に強く反映いたしております。地域のことももちろん総括しているのですが。

ですから、基礎自治体である市町村の公共的な意思決定主体である市町村の議会であるとか委員会、あるいは住民が直接意見を述べて是非を判断して、審議決定、実施していくという基本的な現代の流れがあります。

具体的な、公有地の拡大の推進に関する法律については御説明していただくとう長くなるので、的確に短く説明をお願いします。

【都市計画課長】

簡単に申し上げますと、土地の買取り制度ということになりまして、土地の買取り制度というものは、私たちが住んでいる中でいろいろな環境に配慮するとい

うのが一つの目的にもなります。その中で地方公共団体等、これは東京都、区市町村、東京都住宅供給公社、場合によっては土地開発公社、独立行政法人都市再生機構、その地方公共団体等がこれらの公共の目的のために必要な土地を少しでも取得しやすくするための一つの手法として制度化されたものでございまして、公有地の拡大の推進に関する法律、これは公有地法というふうに呼んでいますけれども、これが土地の先買いの制度でございます。その中で、先ほど申し上げたような届出等が必要になってくるということでございます。

【仮野委員】

各自治体の判断で公有地を拡大したい。その場合、届出る。それが自分達で出来るようになった。逆に言うと、意外とスピーディーになるかもしれないですね。

【中里委員】

ありがとうございました。

【会長】

それでは、御質問がこれ以上ないと判断いたしまして、この案件について承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次は18ページでございます。届出番号43-22「土地区画整理法第76条に係る許可申請書」から、21ページ、届出番号43-31「土地区画整理法第76条許可台帳」まで。また、22ページ、届出番号38-56「土地区画整理法第76条に係る許可申請書」から、23ページ、届出番号38-60「土地区画整理法第76条許可台帳」まで共通様式としております。様式類集の59ページから68ページまで書式を載せてございます。

一括で説明させていただきます。まちづくり推進課及び区画整理課の案件でございます。保有届出の38ページを御覧ください。土地区画整理法第76条に係る許可についてという表題の資料をつけてございます。

土地区画整理法第76条に係る許可について。土地区画整理事業の事業計画が決定、公告されると、その地区は土地区画整理法第76条の規定に基づき、建築行為等が制限されます。

これは事業の円滑な推進を促し、建てたばかりの建物がすぐに移転しなければならなくなるなどの社会的損失を最小限にすることを目的としているものでございます。こちらにつきましても都知事から市長に権限が移譲されたことによるも

のでございます。その業務の一環として、今回新たに各様式を関係2課で届出る
ものでございます。

以下、個人情報の主な内容につきましては項目を御覧いただき、こちらにつき
ましても専門的なところがございますから、担当課から捕捉の説明をいただけれ
ばと思いますので、よろしく願いいたします。

【区画整理課長】

現在、東小金井駅北口で土地区画整理事業を施行中でございます。土地区画整
理事業では道路、公園、駅前交通広場などを整備いたします。事業の中では、権
利者の方々には現在お住まいの土地から、区画整理事業により整備いたします新
しい道路に沿いまして新しい土地に移転をしていただくこととなります。という
ことで、現在お住まいの土地の上にある建築物、工作物等も、この際、区画整理
によりまして新しい土地に移転をしていただくこととなります。

ですので、現在お持ちの土地に新築等を行ったとしても、近い将来に移転をし
ていただかなくてはならない状況が発生します。事業の円滑な推進のために移転
前の土地につきましては、特に建築行為等一定の制限をする必要がございます。
このための許可につきまして権限が都から市に移譲されたことに伴いまして、届
出をするものでございます。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

それでは、特に御質問等ないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

21ページでございます。届出番号18-79「ココバスデザイン使用申込書」
でございます。様式類集につきましては、様式類集の69ページ、様式を載せて
ございます。交通対策課の案件でございます。保有届の42ページ、資料をおつ
けしておりますので、御覧ください。

小金井市コミュニティバスにつきまして、運行事業の普及及びイメージアップ
を図るため、市民（民間事業者を含む。）のココバスデザインの使用に関し、新
たに様式を届出るものでございます。個人情報の内容は、申込者氏名、住所、連
絡担当者氏名、電話番号でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

届出状況報告書21ページの18-79の一番下の業務開始年月日がこれだけ3月1日になっていて、年度をまたいでいますよね。それはなぜか。要するにここから始められたのかなと思うのですけれども、そこをお聞きしたいのと、それから様式類集の69ページで、これは使用主体が事業者なり個人からの申込書ですけれども、これに対する回答というか、許可をしますよとか、認可をしますよとかいう、そちらのほうの様式はないのでしょうか。あるとすると、その個人情報が入ると思うのですが。

【交通対策課長】

3月1日施行については、事業者からココバスのデザインを使ったお菓子の入れ物を作って使いたいという話があったことから、今回、この要綱を策定したのが3月1日ということで、3月1日から事業開始とさせていただいております。

それから、もう1点の使用の申込みをいただいた後どうなるのですかということですが、そちらについては使用の承諾という形で、相手方のお名前を記載したものを出示しております。それから、届出書の42ページにココバスデザインの使用に関する要綱がございます。こちらのほうでの流れからいきますと、まず申込みをしていただき、その後、第4条の案件に触れるものがないと判断した場合には、使用の承諾をさせていただき、その後、どういうものができ上がるのかという形で見本をいただき、それについて問題がない場合には使用確認書というものを提出させていただいて、物によって最終的には協定を結ぶという形を考えているところでございます。

【白石委員】

これは総務課長に伺いたいのですけれども、要綱を見ると、様式1から4までありますよね。だとすると、届出をすれば、親切に様式1から4までありますよということで、様式集にくっつけたほうがいいのかと。形式論ですが。

【総務課長】

事業の案内ということであれば、委員がおっしゃるとおり、すべて様式を載せたほうが親切だったかなと思ったのですけれども、この報告の意味として個人情報の保有ということで、そうしますと、ほかの案件も関係ないと言ってはいけなのですけれども、事業の様式を全部つける形になってしまいますので、これにつきましては関係する個人情報を保有する、そういう情報の載っている様式に絞って載せさせていただいているところでございます。

【白石委員】

要するにこの様式1号以上の個人情報、この事業については収集してないよということで、これを代表的に出したという理解ですね。

【総務課長】

はい。

【会長】

他に御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

23ページをお開きください。41-356「妊娠届出書」でございます。様式類集につきましては70ページでございます。健康課の案件でございます。妊娠届出書について、妊産婦訪問指導業務、妊娠届及び母子健康手帳交付業務の一環として、妊娠届出書の中段以降にアンケート項目を追加するための変更届出書になります。保有届の44ページ、一番後ろの別紙をごらんください。追加される個人情報の内容につきまして載せてございます。

【会長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

【仮野委員】

このアンケートはなぜつけることにしたのですか。それを説明してもらえると皆理解できると思います。これは何か理由があったのですか。

【健康課長】

妊娠届は母子保健法第15条で規定されておりまして、その母子保健法第15条では従来どおりの項目の規定になっております。アンケートを追加することによって妊婦の状況などを把握しまして、問題を抱えている妊婦を洗い出して、早期に適切な対応ができるようにするためです。

【仮野委員】

これは小金井市独自の業務ですか。

【健康課長】

近隣市ではかなり多く行っているところです。

【仮野委員】

それがわかればいいです。

【会 長】

他にございますか。

【白石委員】

今、社会的な状況の中でこういう施策、全般的には公衆衛生、保健所の皆さん、従来からするとかなり踏み込む施策を各地でやっていらっしゃるのも、それ自体は努力されているということで評価をしたいと思うのですが、その一方、集める情報がかなりセンシティブな情報になってくるので、この取扱いについては他の案件以上に注意をしていただきたいです。

項目自体、理解はできるのですが、妊娠を知ったときの気持ちというのは本当に人の内面の問題に入っていくきっかけじゃないですか。内面の問題に入るからこそ、逆に何か問題点を把握したいよというところにつながってくるので、それは裏表の関係だから、いいとは思いますが、もしこれが変な形で出てしまったり、悪用されたりすると、とんでもないことになるので、本当に管理は十分に注意をしていただきたいという要望です。

【健康課長】

健康課としても認識しているところですので、十分注意したいと思っております。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

24ページを御覧ください。届出番号13-20から13-21まで。こちらは廃止の届けになります。コミュニティ文化課の案件でございます。（仮称）市民交流センターにおける事業の企画運營業務、交流センターにおけるレセプション業務について事業を廃止することによる廃止届でございます。

【会 長】

御質問、御意見あれば、お受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、あとの事項は諮問事項と関連させまして、この審議会の運営の効率を図るため、諮問事項に関連させて審議を継続させていただきたいと存じます。

それでは、次に諮問事項につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

説明させていただく前ですが、今まで各委託をする場合、諮問内容におつけし
ておりました個人情報取扱特記事項につきまして、それぞれつけさせていただきます
ますと枚数が多くなるため、今回から各委託の共通の諮問の資料といたしまして、
諮問書の後ろのほうの98ページに個人情報取扱特記事項という形で、委託の際
の共通資料として、特記事項につきまして添付させていただきましたので、あわ
せて御参照ください。

それでは、1ページから、諮問第1号「小金井市が行なう契約からの暴力団等
排除に伴う情報提供記録簿の外部提供について」、管財課の案件でございます。
次の2ページから11ページにわたりまして資料をおつけしております。市が行
なう契約から暴力団等を排除するため、暴力団員による不当な行為防止等に関す
る法律第32条に基づき、契約における暴力団等排除措置要綱を作成し、また市
が発注する契約からの暴力団等排除に関する合意書を警視庁と結び、情報の収集
及び外部提供するため、条例第12条第2項及び3項の規定により諮問するもの
でございます。個人情報の内容につきましては、氏名、住所、警察からの意見聴
取内容、通報内容、警察からの意見に基づいた措置結果となります。

恐れ入ります。保有届の6ページを御覧ください。届出番号08-37「小
金井市が行う契約からの暴力団等排除に伴う情報提供簿」、様式類集につきましては、
1ページから9ページになります。個人情報の内容は諮問の項目と同様で
ございます。

【会 長】

御意見、御質問あればお受けします。

【島山委員】

こちらの要綱の第4条にあるのですけれども、「市長は、前条に規定する入札」
と出てきますけれども、おしまいのほうに「市長が必要でないと認めるときは、
対策委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して勧告措置等を行
うことができる」とあります。ここで言っている市長が必要でないというケース
は、どんなケースがあるのでしょうか。

【管財課長】

こちらの御質問ですけれども、第4条「対策委員会の審議を経ることなく、当
該入札参加資格者に対して勧告措置等を行うことができる」とありますが、こち
ら大きく分けると、要綱の中に暴力団排除について3つの取り扱いがございます。

1つ目は、市の契約に係る部外者から受けた暴力団の情報に対して市のほうで情報提供記録簿にそれを記録して、それを警視庁に意見聴取を行う。その上で意見陳述が戻ってきまして、警察のほうからもこれは明らかに暴力団だということで認められるということで排除要請があり、そのことをもとにして市で組織する対策委員会に諮り、排除措置を決定するというのがまず1つの手続になります。

もう一つにつきましては、契約業者への暴力団の不当介入があった場合については、市にそれを報告していただくということがあります。その内容については情報提供記録簿のほうに記載する。それと並行して、警察への届出を指導するというのが2つ目。

3つ目としまして、警視庁から排除要請がダイレクトに来ることがございます。これは明らかに暴力団だよということで、急いで排除勧告しなさいというのがあった場合について、基本的にはそのような場合でも対策委員会にかけて、審議の上、決定をするところですが、急な場合とか明らかな場合については、その審議を経ることなくできるという規定を設けているという意味でございます。

【会 長】

他にございますか。

【篠崎委員】

お聞きしたいのですが、小金井市で今まで暴力団がこういうところにかかわってきたケースはあるのでしょうか。

【管財課長】

契約に限っては今まではございません。

【篠崎委員】

そうすると、契約以外には何かあるということですか。

【管財課長】

契約に限っては、過去をどこまでさかのぼれるかということはあるのですが、この10年間ぐらいを見ても、その中で不当な要求を受けたということはないです。

申し訳ありません。全体的にちょっとわかりづらいところがあると思いますので、補足して、概略だけ説明させていただいてよろしいでしょうか。

【会 長】

どうぞお願いします。

【管財課長】

まず暴力団員が行う暴力的な要求行為について、必要な規制を行うことを目的とした暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、こちらは暴対法といひまして、新暴対法とか、暴力団新法と言われているものですが、平成3年にこういうものができております。

東京都におきましてもこれに先立ち、東京都の公共工事の契約に係るものに対する暴力団の対策措置要綱を既に制定しておりまして、発注する公共工事の契約から暴力団員の排除をしてきたところですが、しかしながら、暴力団等が他の自治体の公共工事以外の契約に介入し、資金獲得活動等を行っている事実が明らかになっておりまして、公共工事以外の契約においても暴力団が介入してくる可能性があることから都の契約から暴力団を排除する仕組みを強化して、その資金源を遮断する必要があるため、東京都でも平成22年に東京都契約関係暴力団対策措置要綱というのを制定しております。

また、翌23年には東京都暴力団排除条例というものを制定しております。内容としましては、暴力団等排除対象契約範囲の拡大、要するに契約範囲の拡大を工事以外にも広めたということ、2つ目としましては排除措置対象者の拡大とか明確化、暴力団だけではなくて関係するものだとか、それに付随するものも明確化しております。あとは排除措置の強化。暴力団員による不当介入に対する通報報告制度の創設ということになります。

この間、警視庁からも26市の自治体に対して、暴力団等を排除するための体制構築のため、暴力団排除要綱の制定、警視庁組織犯罪対策第三課との相互の連携・協力するための合意書の締結及び各契約書への暴力団排除の特約条項の導入などが求められてきた経過がありまして、本市におきましても警視庁と協議をしながら準備を進め、平成24年3月末に警視庁組織犯罪対策第三課と小金井市が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書、こちらは諮問書の8ページにあるものですが、それを締結して、または公共工事契約に加えて測量、設計、委託契約など、市が発注するすべての契約を対象とした小金井市契約における暴力団排除措置要綱、こちらは2ページのものになります。こちらを施行したものです。

暴力団等の排除措置の対象となる判断は、市と警視庁の相互の連絡、協議体制のもと、警視庁において事実を調査した上で行います。市だけにおいては、暴力団がどうかという判断はなかなかできない部分があります。それで、警視庁と協力しながら行うということになります。警視庁が排除措置の対象者であることを

認定して、かつ市の契約から排除するよう要請されたことを受けて、市で設置します小金井市暴力団等排除対策委員会で審議して、入札参加者除外措置の徹底を行うものです。また、排除措置を行ったものにつきましては、名称、称号、除外措置理由、期間等を公表するものとする。

以上が概略の説明になります。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして12ページをお開きください。諮問第2号「あき地所有者確認に伴う固定資産課税台帳の目的外利用について」です。環境政策課の案件でございます。

市ではあき地の管理の適正化に関する条例に基づき、あき地の管理の適正化を図ることにより生活環境を保全し、健康で安全な住民生活を確保することを目的として、あき地所有者の登記簿上の住所に通知を出したところでございますが、通知が届かないケースが見受けられることから、資産税課で保有する固定資産課税台帳に基づき、当該土地・家屋の納税義務者に対し通知を出すため、個人情報報の目的外利用として、条例第12条第2項及び第3項の規定により諮問するものでございます。必要とする個人情報の内容につきましては資料を御覧ください。

【会 長】

御質問、御意見あれば、お受けいたします。

【望月委員】

この諮問は過去に同じような内容が出たことはございませんでしたか。

【環境政策課長】

今回は、環境政策課のほうで案件を提出させていただきました。以前似たような案件を提出させていただいたのは地域安全課で、条例の制定がない空き家に関する問題の解決について諮問させていただいて、空き家の環境が諮問をお認めいただいた効果によりまして改善が進んでいることから、あき地につきましては空き家より件数は少ないのですが、同様の効果を生み出すために今回諮問させていただいたものでございます。

【望月委員】

はい、わかりました。結構です。

【会 長】

基礎自治体において、こういう積極的な条例という民主化手段を活用することが近年盛んになってきております。小金井市のあき地の管理の適正化に関する条例ということで、これの適正運用に伴う個人情報の目的外利用についての審議でございました。他に御質問等特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

14ページでございます。諮問第3号「コンビニ交付システムについて」、16ページ、諮問第4号「コンビニ交付システムの住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について」です。一括して説明させていただきます。市民課の案件でございます。17ページから資料をおつけしております。

平成22年度第2回の当審議会において、コンビニ交付サービス導入のため、コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について及び証明書自動交付事務委託について御承認いただいているところでございますが、今回、改正住民基本台帳法により住基カードの引っ越し継続が開始されることから、これまで転出の際に回収していた住基カードを、法改正後は転入先自治体にて所定の処理を行い、回収や作り直すことなく継続して使用できるようにするものでございます。17ページにコンビニ交付サービスの全体イメージをおつけしてございます。

引っ越し継続開始後、住基カードを所持している転入者が本市でコンビニ交付サービスの利用を希望した場合、ICカード標準端末から住民基本台帳ネットワークシステム上の住民基本台帳カード運用情報及び本市住民登録の確認が必要となることから、現行のUSBによる接続からこれに対応するため、住民基本台帳ネットワークシステムへのオンライン接続に変更することから諮問するものでございます。

オンライン結合する個人情報の項目につきましては、氏名、性別、生年月日、住所、住民基本台帳カード運用情報になります。また、22年度の諮問の詳細として、コンビニ交付システム及びその個人情報を届出るものでございます。

システムに係る個人情報の記録項目につきましては、保有届の6ページを御覧ください。09-143「コンビニシステム」こちらとあわせて項目が統一になりまして、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、本籍、筆頭者、前住所、定住日、住民日、印鑑登録の有無、印影、暗証番号、住民基本台帳カード運用情報になり

ます。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

【白石委員】

改正住民基本台帳法が7月9日に施行されて、同時に外国人登録法が同日付で廃止されて、外国人住民登録事務が始まるということの関連はここの中に入っていないのですか。というのは、今まで外国人は別扱いだったのが、特別永住者と中長期在留者などについては、今まで日本人だけが対象だった住民票の中に入りますよ、住基カードも在留カードと並行して発行しますよと。ただし、外国人住民については、記載事項に日本国籍の方と若干違う項目がありますよということで、外国人が7月9日からコンビニ交付を利用できるのかできないのか、できるとしたらここに記載される項目が変わるのではないかと思うのですけれども、その辺を説明してください。

【市民課長】

7月9日からの住基法改正と外国人登録法の廃止につきましては、今回の諮問の中には挙げておりません。今回、外国人登録の方が住基カードを使えるようになるのは当面1年ぐらい後ということになっておりまして、ですので今回は諮問しておりません。

【白石委員】

住基カードは順次申請により切りかえるのではなかったでしょうか。

【市民課長】

今のところ住基カードにつきましては、日付等がはっきりされておりません。

【白石委員】

外国人については空白期間が生じるわけですね。

【市民課長】

そうです。

【白石委員】

要するに外国人登録法はもうなくなるわけですから。

【市民課長】

現在も外国人の方は住基カードを取得できる形になっておりませんので、順次になります。

【白石委員】

これは小金井市だけじゃなくて、全国的な国の問題だけれども、そうすると相当不備ですね。外国人に対しては残念ながら不利益が出るものがある。

【市民課長】

利便性の増進ということで外国人登録法を廃止しまして、住基に統合されることになっておりますが、住基カードにつきましては。

【白石委員】

準備不足で、急いで行ったという感じですよ。その辺、小金井市在住の外国人、特別永住者と中長期在留者など、それから本来だったら、今までであれば、いわゆる不法滞在状態にいる方についても自治体は一定の施策ができたのだけれども、これからは排除という国の基本的な考え方になって、その辺のことも含めて小金井市としては、在住外国人に対するかなり丁寧な説明はされる予定ですか。

【市民課長】

市民課といたしましては、各省庁からそういった形で、介護なりいろいろと下りてくるという情報はもらっておりますけれども、各担当の課で今後検討するというにはなっているようです。そこまでしか今のところわかりません。

【白石委員】

これは審議会の範囲をちょっと超える話にも踏み込んでいるので、一応そこまでにしておきます。

【会 長】

将来的な課題でもあると思いますが、現時点で、現制度の中で説明可能な範囲というのはあるかと思しますので、この説明の状態で、ただいまの御質問の案件はとどめさせていただきます。

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明を願います。

【総務課長】

次、諮問第5号になります。36ページをお開きください。「住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について」です。同じく市民課の案件でございます。37ページを御覧ください。

平成13年度第4回の当審議会において、「住民基本台帳ネットワークシステムの接続について」御承認いただいているところでございますが、今回の改正住民基本台帳法により住民基本台帳法第19条戸籍の附票の記載の修正等のための市区町村長間の通知について、現行の紙による郵送から住民基本台帳ネットワー

クシステムを介して送信できるようになることから、別紙41ページから42ページのオンライン結合に関する個人情報の項目に追加することから諮問するものでございます。追加する個人情報の項目につきましては、36ページ真ん中のオンライン結合する個人情報の項目欄を御参照ください。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。それでは、特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

48ページでございます。諮問第6号「東京都教育委員会非常勤職員情報提供システムへの接続について」です。指導室の案件でございます。50ページを御覧ください。

東京都教育委員会非常勤職員情報提供システムの運用開始に伴い、小金井市教育委員会においても運用を開始し、非常勤職員（臨時的任用教職員・時間講師）の任用事務を効率化し、市立小・中学校の副校長の校務軽減を図るため、インターネットを介して東京都教育委員会の指定WEBページにアクセスし、あらかじめ取得したユーザーID及びパスワードを用いて東京都教育委員会非常勤職員情報提供システムにログインし、市立小・中学校において非常勤職員の任用期間等の募集条件を入力し募集をするとともに、応募者（非常勤職員）の情報を得るものでございます。また、管理所属である小金井市教育委員会学校教育部指導室においては、必要に応じ各案件の応募状況等を閲覧することから諮問するものでございます。オンライン結合する個人情報の項目につきましては、49ページ別紙を御覧ください。

【会 長】

概要の説明がありましたけれども、教育委員会の担当の学校教育部指導室から一言追加の要点の説明を、会長としてはお願いしたいと思っております。

【指導室長】

今回の諮問につきましては、学校では毎年のように講師を任用する形になっています。これまで副校長が講師と連絡をとるなりして、そして一つ一つ何件も当たる中でこういう事務を進めていったところなのですが、東京都教育委員会が副校長の校務改善を図るためにシステムを改善したということで、本市においても導入したいという考え方です。

ただ、本市には個人情報ということがございましたので、学校には周知せず、今まで待機していたところでもございました。実際のところ、この個人情報にアクセスするのは管理職である副校長、またそれを管理するのが校長と運用で定め、さらには今回お示した小金井市小・中学校情報セキュリティ共通実施手順の中に、このシステムにつきましての運用の取り扱いの注意点を新たに書き込みまして、こういうものを取込んでいきたいということでございます。詳しくはⅣの3にその内容について載せてあります。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

【白石委員】

任用配置先は小金井市立の、要するに公立の小・中学校ですよね。ただし、この教育委員会非常勤職員については都費の職員ですか。

【指導室長】

都費です。

【白石委員】

都費ですか。それでこういうことになるということですね。教育委員会だけは流れが他の部局と違いますよね。だから、何で東京都が市立職員のことなのに出ているのかというところが、普通はなかなかわかりにくいのですよね。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

53ページでございます。諮問第7号「小金井市民交流センター指定管理業務委託について」です。コミュニティ文化課の案件でございます。62ページをお開きください。

平成22年度第2回の当審議会において、小金井市民交流センター指定管理業務委託について御承認をいただいているところでございますが、指定管理者が所持する個人情報の項目について、今回追加する項目があったことから諮問するものでございます。追加します個人情報の項目は、性別、生年月日、年齢、ファクシミリ番号、携帯番号、職業、趣味・し好、催事内容になります。

恐れ入ります。保有届にお戻りいただきまして、6ページをお開きください。届出番号13-24「小金井市民交流センター利用者登録申込書」から、8ペー

ジの13-29「承認書未提出届」まででございます。様式類集につきましては10ページから23ページでございます。

市民交流センターについて、平成24年3月に市の所有となったことから、市民交流センター管理運営業務として今回新たに各様式を届出させていただくものでございます。個人情報の主な内容につきましては、団体名、住所、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、催事内容、申請済み利用内容、変更内容、変更理由、取消し理由、延長理由、広報紙への掲載の有無、ホームページへの掲載の有無、掲載内容、未提出理由等が記載されます。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

【島山委員】

53ページを見ますと、指定管理先、民間事業者、単年度委託、継続的委託とあります。指定管理先が民間事業者とありますけれども、指定管理先への委託については継続委託ということで、複数年この継続委託先に任せるということになりまして、単純にこれは契約更新の手続、契約は更新しますよ、新たにどうこうということはしませんと。そういうふうに私は素人なりに考えたのですけれども、この辺の継続的委託という意味はどういうことですか。

【コミュニティ文化推進係主事】

指定管理業務に関しましては、平成24年3月1日から平成27年3月31日までの3年1か月にわたる契約となっております。

【会 長】

よろしいでしょうか。

【島山委員】

はい。

【会 長】

他に御質問、御意見ありますでしょうか。

【白石委員】

個人情報の内容で趣味・し好とおっしゃいましたよね。今回の追加の中に趣味・し好にあたるものは入っているのですか。入っているとすると、利用目的の音楽とか演劇とか、このことを言うのでしょうか。聞き漏らしてしまったので、お聞きしたいのですが。

【コミュニティ文化推進係主事】

現状では趣味・し好に関しては特に集めておりませんが、今後、友の会というものを発足する関係で、その中で市民ニーズを把握するため、クラシックですとかポップスですとか、そういった趣味・し好を市民の方から聴取したいという目的で取得したいと考えております。

【白石委員】

それは言っていたかかないと、審議の対象にかかわることだから、整理をお願いしたいと思います。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、これを承認いたします。
それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

63ページでございます。諮問第8号「環境配慮住宅型研修施設管理・運営支援委託について」です。環境政策課の案件でございます。68ページを御覧ください。

地域から地球温暖化を防止すること、暮らしの中で温室効果ガス発生を抑制すること、及び環境負荷を低減した生活に関することを市民、事業者及び市が協力して普及啓発していくことを目的に、環境配慮住宅型研修施設を設置し、管理・運営支援について委託するため、諮問するものでございます。委託処理する個人情報項目は、住所、氏名、電話番号になります。

保有届にお戻りください。8ページでございます。届出番号39-88「小金井市環境配慮住宅型研修施設使用承認申請書」から、9ページ、届出番号39-90「小金井市環境配慮住宅型研修施設使用時間延長承認申請書」まで。様式類集につきましては、24ページから26ページまでに書式を載せてございます。一括して説明させていただきます。

環境配慮住宅型研修施設使用承認等を管理業務として、今回新たに各様式を届出するものでございます。個人情報の主な内容は、住所、団体名、氏名、電話番号、変更・取消しの理由、延長の理由が記載されます。詳細は各届出番号の個人情報の項目を御参照ください。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。
特にないようですので、この案件を承認いたします。
それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

75ページでございます。諮問第9号「介護サービス事業者等に対する調査及び指導事務委託について」です。介護福祉課の案件です。86ページを御覧ください。

平成22年度第1回の当審議会において、介護サービス事業者等に対する調査及び指導事務委託について御承認をいただいているところでございますが、事業範囲の拡大に伴い、個人情報の項目について今回追加する項目があるため、諮問させていただくものでございます。

追加する個人情報の項目につきましては77ページをお開きください。この一覧の網かけをした部分が追加になります。

保有届につきましては10ページ、届出番号27-89「確認シート（通所介護）」から、11ページ、届出番号27-91「名簿兼勤務表（通所介護・通所予防介護）」まででございます。

様式類集につきましては34ページから37ページまでに載せてございますので、御覧ください。介護サービス事業者の育成業務として、今回、追加様式として届出るものでございます。

個人情報の主な内容につきましては各項目を御参照ください。

【会 長】

御質問、御意見があればお受けいたします。

【仮野委員】

介護サービスをする業者を調べるということですね。業者を調査する、あるいは指導する。その委託をするということですね。

【介護福祉課長】

本事業に関しましては、平成22年度から市内の介護保険サービスを提供している事業所に対して、実地調査実地指導という形で実施を始めたところでございまして、専門的な知識を有している事業者に委託をして、実際の調査、指導に行く際には市の職員も同行して調査を行うものです。

以前のものに加えまして、今回のシート等、個人情報を追加で集めることによって、実際には事業所の保有しているいろいろな記録等を見せていただきながら適切な運営がされているかどうか、また利用者に対してのサービス提供がよりよくなるような形で、監査というよりはもう少し適切な運営に近づけるための調査として実施をしているところです。前回の22年度に諮問させていただいた内容

に加えて、今回追加でさまざまなシート等に入っている個人情報や、閲覧または写しをとらせていただくことによって、より深い指導ができるような形で考えておりますので、今回追加での諮問をさせていただいたところです。

【仮野委員】

こういう調査をやっておいてもらえれば、良い施設を選べるということになりますか。

【介護福祉課長】

全国的にさまざまなサービスの内容を提供していただいているので、できるだけ多くの事業所を1年ごとに指導、実地調査等ができればよろしいのではないかとありますが、現状ではまだ市側のスキルも足りないのも、そこを委託で補っていただいている部分もございますし、また内容についても、始めたばかりの事業ですので、実地調査をしていく段階でこちらのスキルも上げるような形で、またその中で、どういう部分についてポイントを絞って指導させていただければ、より良くなるかを考えながら事業を進めていきたいと考えているところです。

【仮野委員】

各施設のスキルや内容をアップさせるための一環ですね。

【介護福祉課長】

はい。

【仮野委員】

それはいいことですね。

【中里委員】

この委託先の東京都福祉保健財団の方と市の方が立ち会うということですが、この財団の行かれる方の身分というのは、例えばケアマネジャーのような方とか保健師さんとか、何か身分はございますか。

【介護福祉課長】

やはりケアマネジャーの資格を持っている人ですとか、あとは実務経験のあるような方が職員でいらっしやって、そういう方を派遣していただくようなことが多いと思います。

【中里委員】

原則2人くらいで行かれるわけですか。

【介護福祉課長】

今までの実施も数件ですけれども、財団のほうからは1名の職員で、市のほうから2名の職員を派遣しているような形に今なっています。

【会長】

よろしいでしょうか。

【中里委員】

はい。

【会長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

87ページをお開きください。諮問第10号「病後児保育事業委託について」です。保育課の案件でございます。保育所に通所している児童の内、病気の「回復期」の状態です。集団保育が困難な期間、一時的に預かることで、保護者負担の軽減と児童福祉の拡充・向上を図ることを目的として諮問するものでございます。委託処理する個人情報の項目は、氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、病気の状態、保険証の内容、勤務先名称、勤務先連絡先でございます。

【会長】

御意見、御質問あればお受けいたします。

【白石委員】

諮問書の88ページの仕様書（案）で、委託期間が6月と日にちが空白になっているのですけれども、具体的には何日予定ということでしょうか。

【保育係長】

委託期間につきましては、現在、東京都と協議をしております。東京都の認定を受けてからとなりますので、そういったことで6月開始を目指しているということで、現在は日にちをいれておりません。

【白石委員】

となると、病後児保育事業そのものは東京都事業ということなのですか。

【保育係長】

東京都の事業です。

【白石委員】

ちなみに、くるみ保育室の法人格は何になりますか。

【保育係長】

個人です。

【白石委員】

認証A型、B型とかでもなくて完全な個人ですか。

【保育係長】

個人です。

【白石委員】

今回、小金井市で病後児保育は初めてですね。

【保育係長】

初めてです。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

90ページでございます。諮問第11号「小金井市東児童館業務委託について」でございます。児童青少年課の案件でございます。97ページを御覧ください。

平成18年度第2回の当審議会において、小金井市児童館業務委託について御承認をいただいているところでございますが、委託処理する個人情報の項目について、今回、追加項目があることから諮問するものでございます。追加する個人情報の項目につきましては、東児童館運営会議参加者名簿の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスになります。

保有届を御覧ください。保有届につきましては11ページでございます。11ページ、16-51「東児童館運営会議参加者名簿」になります。

様式類集につきましては38ページでございます。38ページを御覧ください。個人情報の内容は諮問の追加項目と同様でございます。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

【嶋田委員】

以前、お話になったかもしれないのですが、今後、児童館全体としてそれぞれも業務委託をやっていくような方向の一つなのでしょうか。

【児童青少年課長】

今回諮問させていただいてございますのは、委託している東児童館で行う会議の個人情報の収集という意味でございます。ですから、2館目以降の委託に関する

ることとは関連性はございません。

【嶋田委員】

わかりました。ありがとうございました。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、諮問事項すべて承認とさせていただきましたので、本日のその他の審議案件に移らせていただきます。

次回の日程等についてお願いいたします。

【総務課長】

事務局案といたしまして7月19日木曜日を提案させていただきたいと思いますが、御協議いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【会 長】

会議日程が今度は7月19日木曜日と、事務局のほうで調整されてなっておりますが、いかがでしょうか。御承認いただけますれば、7月19日木曜日午後6時から当801会議室にて開催をさせていただきたいと存じます。

本日は、特に保有届出事項と諮問の審議案件が多岐にわたりましたので、内容が関連するところを互いにクロスさせ、審議の実を上げさせていただきました。

でも、そのためには、本日多くの委員から御意見がありましたように、少なくとも資料集の相互参照がしやすいように、届出状況報告書でありますとか申請書、台帳等の様式類集でありますとか、そういう関連する事項を整理する整理一括表の備考欄みたいなものを相互にできる範囲でつけていただき、備考欄に審議は何集の何ページとか何とかというのを案内していただくことがあってよいかと。

今日は篠崎委員から市民の代表として特に御注文がございまして、まさしくそのとおりだと思います。内容はインターネットで公開されるわけですから、我々委員が正確につくっていただいた分厚い資料を有効活用するためにも、ぜひ見出しを備考欄に差し支えない範囲でつけていただくということで、事務局におかれましても新しい総務部長をお迎えして、ぜひその点、会長からも一層の合理的工夫のお願いを付しまして、きょうの長時間にわたる夜遅くまでの御熱心な慎重審議に感謝しつつ本会を閉じたいと宣言させていただきます。

どうもありがとうございました。

— 了 —